



薬 第 5 4 4 号
平成26年7月25日

県内各病院長 殿

茨城県保健福祉部薬務課長
(公 印 省 略)

麻薬施用者免許証の旧姓記載について（通知）

このことについて、下記のとおり取扱うことといたしましたので、御承知ください。

記

- 1 医師が麻薬施用者免許証に旧姓の記載を希望する場合、免許申請書や記載事項変更届等の氏名欄には、旧姓を括弧書きにて新姓の後に併記すること。
その場合、保健所の受付時には戸籍個人事項証明書等の原本照合により確認してもらうこと。
- 2 免許申請の際に確認する医師免許証の姓表記が、旧姓又は新姓どちらの場合でも、医師が麻薬施用者免許証に旧姓の記載を希望する場合には、1と同様に取扱うこと。
- 3 麻薬処方せんに記載する医師名については、麻薬処方せん以外の処方せんと統一すること。

<担当>

保健福祉部薬務課 麻薬グループ

TEL：029-301-3388

FAX：029-301-3399